

(4) 豪州

①制度概要と近年の動向

■制度化の経緯

豪州における RIA²⁰の端緒は、1995 年に連邦政府・州政府・地方政府間で署名がなされた「競争原則についての合意（Competition Principles Agreement）」まで遡る。ここでは、国家競争力政策の改革の一環として、競争制限に及ぼす全ての既存法令について、費用と便益のバランス等の観点から、それぞれ 1996 年までに見直し計画の策定を、2000 年までに見直しを行うことについて合意がなされた。

これに呼応して、1997 年にハワード首相は「仕事により多くの時間を（More Time for Business）」の声明を発表し、規制のプラスの影響を最大化するために、産業や市場競争に影響を及ぼす規制（法律及び下位法令）の影響分析を行うことを義務づけたことが、現在の RIA 制度の原型である。

■制度見直し

なお、2006～2007 年にかけて RIA 制度の大規模な改革がなされている。その発端は 2005 年 10 月に首相直属機関としての「産業界に対する規制による負荷の削減タスクフォース（Taskforce on Reducing Regulatory Burdens on Business）」を設置したことによるものである。同タスクフォースには、政府の規制によって産業界に与える規制遵守コストを緩和するための具体的な政策オプションを検討・提示することが要請され、生産性委員長が座長を務め、各省庁の次官級で構成された。同タスクフォースは、2006 年 1 月に「規制の再考 Rethinking Regulation」報告書を公表し、約 180 項目に及ぶ制度改革に関する提言を首相及び財務大臣に提出している。様々な規制分野の改革が提言される中で、規制分野横断的な事項として、例えば「既存 RIA 制度上の要請事項の強化」「規制導入後一定期間経過後の見直しの徹底」等、具体的な改革のあり方が提示されている。

図表 「規制の再考」報告書における提言

◎健康関連規制	25 項目	◎労働市場関連規制	18 項目
◎消費者関連規制	21 項目	◎環境・建築規制	19 項目
◎会計・企業	28 項目	◎税制	19 項目
◎退職年金	3 項目	◎貿易関連規制	11 項目
◎政府横断的な規制負荷低減	4 項目		
◎過度な規制になりがちな理由の特定	29 項目		
・よい規制策定過程の原則			
・規制策定の改善			
・規制実施者のよいパフォーマンスの確保			

²⁰ 豪州では Regulatory Impact Statement (RIS) という名称

- ・規制間の重複・不一致の排除
- ・長期にわたる規制についての確認
- ・その他の制度関連事項

また、2006年2月には、豪州連邦政府委員会（COAG：Council of Australian Governments）において、主要な規制分野に関して国全体で一貫した取り組みを行うことを志向する旨の合意がなされている。具体的には、それぞれの政府レベル（連邦及び地方）において、規制の新設・改正時の効率性を最大化し、不要な規制遵守費用や競争制限を回避するために有効な手立てを確立するということについて、以下のような内容についての合意がなされている。

- － 「門番的メカニズム（gate-keeping mechanism）」の確立・維持
- － RIAの品質の向上
- － 規制遵守費用のより良い計算
- － 規制が個人に与える影響や産業界への負担総額を含む等、RIAの視点の拡大

上記を受けて、連邦政府レベルではRIA制度改革についての内容を検討し、主に以下のような観点からの改革に着手することとなった。制度自体は2006年11月に発表されたRIAガイドライン（ドラフト）²¹により定義され、その時点で効力を発しているが、その具体的な運用方法や詳細事項については、後述するOBPR（Office of Best Practice Regulation）が策定した種々のガイドラインにより規定されている。

- － RIAの一部としての費用便益分析・リスク分析の取り組み強化。特に一定条件を満たす規制については、これらの分析を義務づけ
- － 産業・旅行・資源省²²が開発・導入した、連邦政府規制について「ビジネスコスト計算 Business Cost Calculator（BCC）」のシステムを政府規模で全面的に展開。①ビジネスコスト簡易計算（BCC quickscan）はすべての規制に導入し、②産業界・個人等に何らかの影響を与え、中程度の遵守費用がかかる規制についてはビジネスコスト（詳細）計算を要請。
- － 内閣提出文書の中に、規制の費用と純便益に関する情報を記載することを要請
- － コンサルテーションについての全政府規模での指針を策定
- － 内閣官房（首相・閣僚）に「門番的機能 gate-keeping arrangement」をもたせ、OBPRの審査により不適切と見なされた規制については、内閣官房での了承を得ない限り、規制として成立し得ないことを明文化
- － 従来の「規制レビュー室 Office of Regulatory Review（ORR）」の統括・研

²¹ Office of Best Practice Regulation（2006）, *Best Practice Regulation Handbook(Draft)*。その後、修正がなされて2007年8月に正式版として公表。

²² Department of Industry, Tourism and Resources

修等機能を拡充させ、ワンストップ機能を持つ「規制ベストプラクティス室 Office of Best Practice Regulation (OBPR)」を新たに編成。規制案のより厳格な分析を担当

■RIAの対象となる規制

1998年 RIA ガイドライン²³によれば、豪州における「規制 (Regulation)」の定義は、法律、下位法令、さらには、国際条約や業界行動指針、政府＝業界間協定、許認可スキーム等の準規制 (Quasi-regulation) も含まれる幅広い概念である。このうち、RIA の対象となる規制については、“産業界 (非営利団体、公営企業も含む) に対して直接的影響を及ぼすもの、重大な (significant) 間接的影響を及ぼすもの、及び競争制限を及ぼすもの”と規定されている。他方、以下については RIA の義務づけ対象からは除外されている。

- ・ 産業界に対して、直接的影響、重大な間接的影響、競争制限をもたらさそうにないもの
- ・ 既存規制の軽微もしくは自動的な修正で、現状を実質的に変更しないもの
- ・ 特定の政府調達を検討を含むもの
- ・ 国家安全保障に利害を有するもの
- ・ 国際条約を単純に国内履行するためのもの
- ・ 1998年立法文書法案のコンサルテーション対象から除外されているもの (例・予算の決定に関するもの／等)
- ・ 非自治行政区に適用される州もしくは自治体の規制

なお、1998年 RIA ガイドラインでは、①公衆衛生上、及び安全確保上で政府による対応に緊急を要する場合 (emergency situation) については、規制措置が執られた後で RIA を実施することを要請している。また、②ある特定の選挙公約 (election commitment) を反映した規制であって、当該公約を達成するために他の選択肢が想定され得ない場合においては RIA の実施は不要であるとしている。

これらの除外規定の存在により、同国において毎年新たに導入される規制は年間約 2,000 件とされているが、このうち RIA の作成対象となるのは毎年 100～200 件規模となっている。

なお、2006年 RIA ガイドラインにおいては、首相が認める場合のみ RIA 義務づけの対象外となるとされている。OBPR によれば、適用除外となるケースは、国民の安全上、緊急に規制を設ける必要があり、RIA を実施する時間的余裕がない場合等が想定されるが、適用除外となった規制案については、OBPR が作成する年次報告書において個別に公表されるので、あまりにもその数が多いと、産業界は、「現在の首相は遵守費用の軽減に真摯ではない」との印象を持ち、次期選挙にも影響を及ぼしうる。したがって、首相が過度に

²³ Office of Regulatory Review (1998), *A Guide to Regulation 2nd edition*

適用除外を認めることは防げるとしている。

図表 豪州における規制及び RIA の対象

	2000-1	2001-2	2002-3	2003-4	2004-5	2005-6	2006-7
導入された規制	1,607	1,918	1,789	1,688	2,630	2,646	2,338
RIA 作成							
－RIA 作成が必要かどうかについての ORR への問い合わせ件数	740	709	861	845	851	948	780
－うち、ORR によって RIA 作成が必要であると助言した件数	171	175	132	169	134	128	163
議会提出、もしくは効力を発した規制							
－RIA 作成が必要である規制	157	145	139	114	85	96	81
－実際に RIA が作成された規制	133	130	120	109	71	79	72

資料) Productivity Commission (2007), *Best Practice Regulation Report 2006-07*. なお、OBPR は、2007 年 11 月の省庁再編において、財務省が改組されて設置された財務・規制緩和省 (Department of Finance and Deregulation) の組織に配置された。

注) 2004-5 年で導入された規制の数が急増しているのは、2003 年立法文書 (legislative instrument) 法の発効により立法レジームに変更が生じたことによるもの、と説明されている。

②事前審査機能

■審査機関の位置づけ ～ORR から OBPR へ

1997 年に豪州において RIA 制度が発足して以降、制度を所管してきた生産性委員会の中の ORR (Office of Regulatory Review) は、その設立の際に、同機関の役割・機能を明文化することが要請された。これを受けて、ORR では自らの役割・機能を記載した下図表の ORR 憲章を起草している。当該憲章でうたわれている ORR の機能のうち、②がいわゆる事前審査機能に、同じく④がメタ評価機能に該当する。

図表 ORR 憲章 (Charter for the Office of Regulation Review)

<p>ORR の役割は、連邦政府の目的である効果的で効率的な立法・規制を、経済全体の観点から促進することである。その機能は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">①政府、連邦政府機関、規制実施機関、立法機関に対して、規制措置案の策定や既存規制の見直しに関する適切な品質管理メカニズムの構築のための助言を行うこと②連邦政府機関によって作成された RIS が、政府の要請事項に合致しているか、十分な分析レベルを担保しているかどうかについて検証 (examine) し、助言を行うこと③公務員に対して、規制措置案を正当化する上で必要な事項を満たすための教育訓練及びガイドラインを提供すること④政府の RIA ガイドラインの遵守状況、及びより一般的な規制改革の進捗状況に関して年次報告を作成すること⑤豪州連邦政府委員会の大臣級会合、及び規制策定機関に適用される国家基準を策定する主体に対して助言を行うこと⑥経済的観点から大きな意義のある規制に関連する文書を提出し、レポートを公表する⑦州政府・地方自治体・他国における規制改革の進捗状況について監視し、連邦政府との関係性について評価すること <p>これらの機能は政府の優先事項に位置づけられており、ORR はその限られた資源をもっとも努力すべき事項に対して集中的に投入しなければならない</p> <p>経済全体の観点を維持しつつ、ORR は競争を制限する規制や産業界に対して（直接的・間接的な）影響を与える規制に対して焦点を当てる。ORR は、新たな規制の策定、もしくは既存の規制の改定によって生じうる中小企業への影響を明らかにし、また、中小企業に対するペーパーワークその他の規制がもたらす負荷を最小限にするという政府の目的を十分に考慮する。</p> <p>ORR は（財務省とともに）規制に関するベストプラクティスに責任を有する者としての財務大臣補に対して助言を行う</p>

資料) Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*

同様に、2006 年に ORR が OBPR (Office of Best Practice Regulation) に改組される際には新たに OBPR 憲章が記載されているが、従来の上記の①～⑦の機能に、新たに費用便益分析・リスク分析の品質管理や、BCC の管理、コンサルテーションの促進・支援等の機能が追加・拡充されることになった。

図表 OBPR 憲章の追加点

- ◎RIS が、政府の要請事項に合致しているか、十分な分析レベルを担保しているかどうかについて検証 (examine) し、助言を行うこと。同様に、費用便益分析、リスク分析についての品質管理も行うこと。 《注：ORR 憲章の②に下線部を追加》
- ◎連邦政府機関に対して、遵守費用分析の政府要請事項に関する助言を行い、規制のコスト算定ツールとしてのビジネスコスト計算を維持・運営すること。
- ◎その他の規制関連の取り組み——年次規制計画 (Annual Regulatory Plans)、規制業績指標 (Regulatory Performance Indicators) を含む——を管理・運営すること。
- ◎政府全体のコンサルテーション原則を促進し、政策形成過程の一部として実施されるべき利害関係者に対するコンサルテーションのわかりやすいベストプラクティスガイドラインを提供すること。
- ◎公務員に対して、費用便益分析やコンサルテーションプロセスに関する技術的支援を提供すること。

資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

■事前審査の内容

＜制度改正前 ～2006年＞

RIA 作成過程における連邦政府機関と ORR との接点は、次頁の図表に示される通り、①当該規制案が RIA の作成対象に該当するかどうかを事前に照会する**確認フェーズ**と、②連邦政府機関が作成した RIA 案を ORR に提出し、RIA への要請事項が担保されているかについてチェックを受ける**審査フェーズ**の2段階が想定されている。

①の確認フェーズにおいては、照会を受けた規制措置案が、前述の“RIA の対象となる規制”の定義に合致するかどうかで判断し、照会を行った連邦政府機関に対して個別に回答する形となっている。

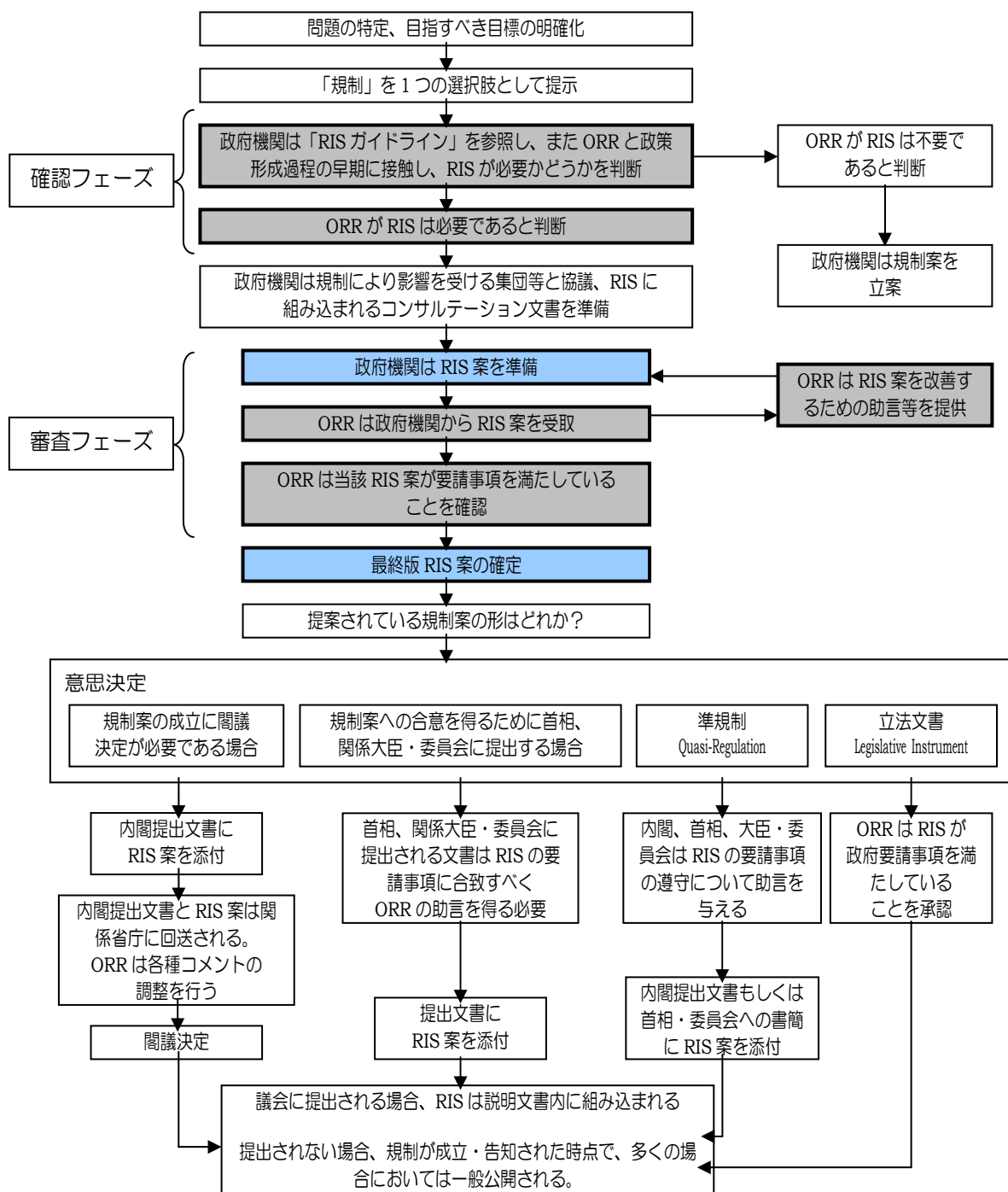
また、②の審査フェーズでは、1998年に RIA 制度が発足する際に、政府が ORR に対して提示した“RIS に要請される7項目の基準”を満たしているかどうかという観点から審査を行う形となっている。審査の結果、問題があると認められた規制案（及び RIA）については、次々頁の図表に示される通り、個々の案件ごとに財務大臣補に報告をし、その後の取り扱いについての判断をゆだねる形となっている。ただし、その後の取り扱いについては、RIA ガイドライン上ではあくまで「可能性」を提示するのみで、個々の案件がその後どのような形で処理されるのかについての明確な指針は存在しなかった。

図表 RIS に要請される7項目の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 基本的な問題が RIS の中で明確に提示されているか？ その場合、なぜ政府措置（Government Action）が必要かを記載しているか？2 政府措置の目的・アウトカム・目標・目標値が明確に記載しているか？3 適切な、かつ非規制措置を含めた、現実的な代替案が提示されているか？4 影響を受ける集団が特定されているか？ 影響が特定されているか？ 必要とされる場合に限り、中小企業に対する影響についての分析がなされているか？ 現実的な代替案に関する費用と便益の双方が特定され、可能な場合にはそれが定量化されているか？5 コンサルテーションの形式はどのようなものか？ 本質的な反対意見も含めて、結果が提示されているか？ コンサルテーションが実施されていない場合、何故か？6 どの選択肢が最良であるか、それは何故かが記載されているか？7 どのように導入されるか、成立後一定期間経過後のレビューが計画されているか？ |
|--|

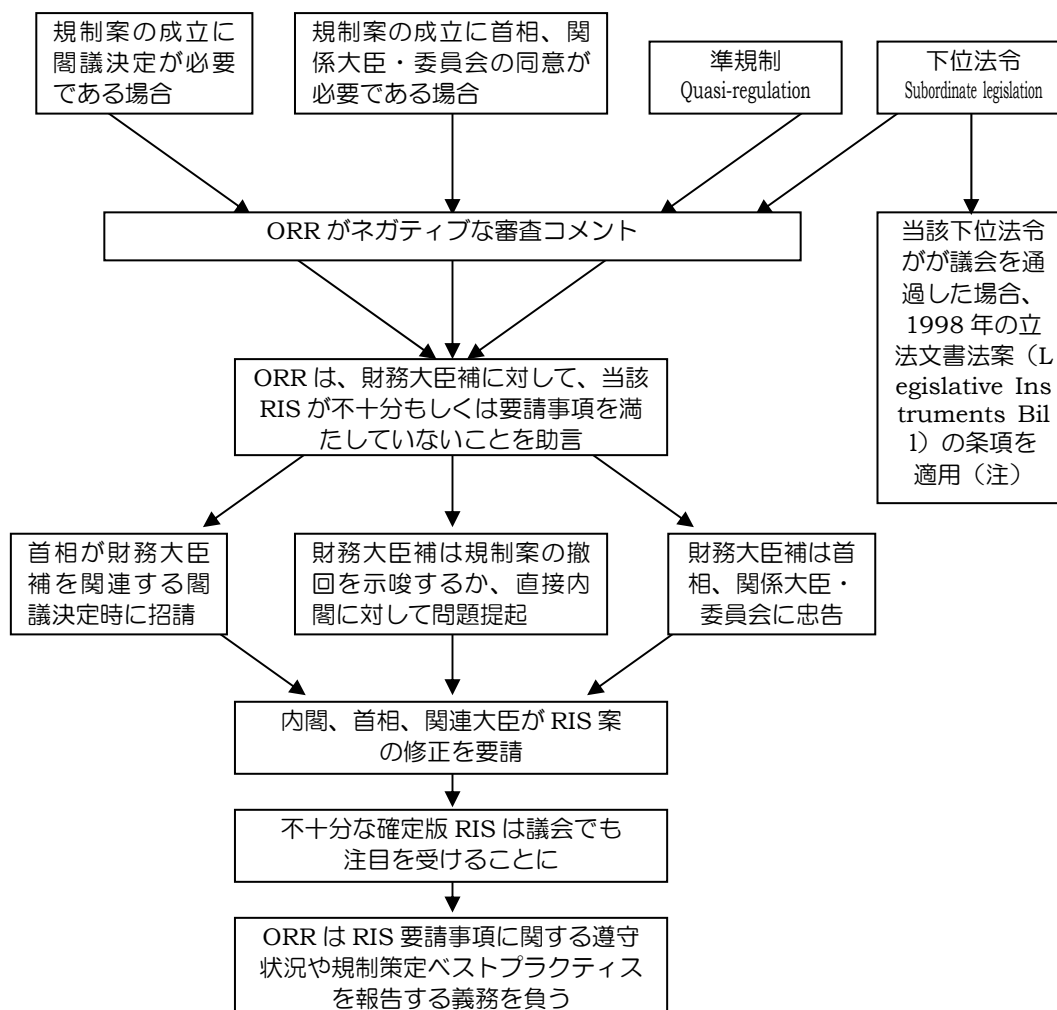
なお、ORR では、当該基準に従って連邦政府機関が作成した RIA の事前審査を行うとともに、当該事前審査結果等——上述①の確認フェーズで照会を受けた規制や、上述②の審査フェーズで審査を行った規制——を基に、後述するメタ評価報告書を毎年作成している。

図表 豪州における RIA 実施フローと ORR による事前審査の関係



資料) Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition* より作成

図表 豪州 ORR による事前審査で問題がある場合の取り扱いの「可能性」



資料) Office of Regulatory Review (1998), *A Guide to Regulation 2nd edition*

注) 1998 年立法文書法案は、産業に影響を及ぼす全ての下位法令に関して立法文書提案 (Legislative Instruments Proposal: LIP) の策定を求めている。LIP は、実質的には RIS と同じである。同法案は、下位法令に関して、ORR の事前審査で問題が指摘された場合の対応について規定していると考えられるが、具体的な内容については特定されなかった。

なお、後述するメタ評価報告書では、本来 RIA の作成対象とされる規制のうち、実際に RIA が作成されており、かつ上記の基準——RIS に要請される 7 項目の基準——を満たしている規制の割合 (遵守率=compliance) について毎年報告を行っている。これによれば、毎年 90%前後の規制が基準を満たしており、残りの 10%前後が、何らかの理由により RIA が実施されていない、もしくは要請される基準を満たしていない状況である。

図表 豪州における RIA の遵守状況

	2000-1	2001-2	2002-3	2003-4	2004-5	2005-6	2006-7
意思決定段階での遵守率 (Decision-making stage)	129/157 82%	128/145 88%	113/139 81%	105/114 92%	68/85 80%	68/96 71%	54/63 86%
規制策定・公表段階での 遵守率 (Tabling stage)	118/133 89%	116/123 94%	113/119 95%	82/86 95%	59/66 89%	73/85 86%	53/56 94%

資料) Productivity Commission (2007), *Best Practice Regulation Report 2006-07*.

注) 上段の分母は「A: 本来 RIA の作成対象とされる規制の数」、分子は「B: 実際に RIA が作成されており、かつ基準を満たしている規制の数」。下段は B/A。

	意思決定段階			規制策定・公表段階		
	作成率	基準適合率	遵守率	作成率	基準適合率	遵守率
合 計	57/63	54/63	86%	53/56	53/56	94%
上位法令 (法律案)	30/33	27/33	82%	29/32	29/32	100%
下位法令 (委任立法)	19/20	19/20	95%	20/20	20/20	100%
準規制	2/2	2/2	100%	—	—	—
国際条約	6/8	6/8	75%	4/4	4/4	80%

この点について、2005-6 年報告の記述によれば、本来 RIA が作成されるべきであるにもかかわらず作成されなかった 17 件のうち、①5 件については ORR の確認フェーズを経なかったもの、②7 件については意思決定が行われるまで ORR の確認フェーズを受けなかったもの、③5 件については ORR の確認フェーズを経たものの、その後の審査フェーズを経なかった (ORR に RIA が提出されなかった) ものであるとしている。

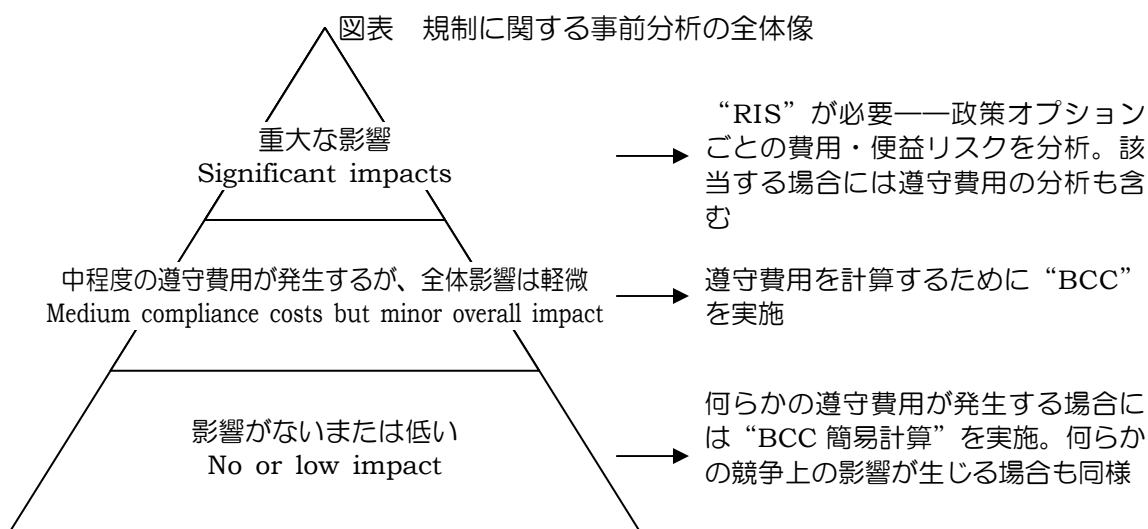
また、RIA は作成されたものの基準を満たさなかった 11 件のうち、①2 件については緊急的な規制策定要請によるものであり、規制策定・公表段階において改めて基準を満たしたものの、②残りの 9 件については、a) 規制がもたらす便益を明示しなかったもの、b) 費用・便益の定量化を誤ったもの、c) 正式なリスク分析や遵守費用の定量化を行わなかったものであった。

ちなみに、2005-6 年報告では、RIA の作成に要した時間を元に、RIA 作成に関するコストを試算している。具体的には、連邦政府機関に対して、RIA 作成に要した人日 (14.9 人日) を聴取し、これに平均賃金 (46.5 豪州ドル/時) を掛け合わせることで、RIA1 件あたりの作成コストを 5,200 豪ドル、同年に作成された RIA79 件全体で 410,500 豪ドルであったと報告している。

＜制度改正後 2006 年～＞

2006 年 RIA ガイドラインでは、①従来の確認フェーズの前に、連邦政府機関側で当該規制措置案がもたらす影響の程度を事前に予想——その手段が「ビジネスコスト簡易計算 BCC quickscan」——し、RIA の実施が必要とされるどうかを連邦政府機関自らが判断する「Preliminary Regulatory Impact Analysis」の実施を要請するとともに、②当該プロセスを経て正式に実施することになる RIA についても、想定される影響の多寡に応じて比較的簡易な分析——ビジネスコスト詳細計算 BCC——から、比較的詳細な分析——Regulatory Impact Statement——を選択的に適用することを要請している。

したがって OBPR は、①従来の確認フェーズにおいては、連邦政府機関側が準備したビジネスコスト簡易計算結果を元に RIA の実施が必要かどうかを判断し、また、②従来の審査フェーズにおいては、OBPR の審査により基準を満たしていないと見なされた規制措置案については、その後内閣官房で“例外的状況”であるとの了承²⁴を得ない限り、規制として成立し得ないことが明文化されることとなった。



図表 ビジネスコスト計算（Business Cost Calculator）の概要

政策決定者が様々な政策オプションの規制遵守費用を簡便に計算できるよう、IT 上での計算システムとして構築したもの。具体的には、規制の導入によりもたらされるであろう規制遵守費用を以下の 9 つの費目に分類し、各々の個別計算の積上げによって総額を算出する仕組み。

- | | | |
|---------------------------------------|----------------------|-------------------|
| ①告知 Notification | ②教育 Education | ③許認可 Permission |
| ④購入 Purchase | ⑤記録保持 Record keeping | ⑥規制執行 Enforcement |
| ⑦公開・文書化 Publication and documentation | ⑧手続 Procedure | ⑨その他 |

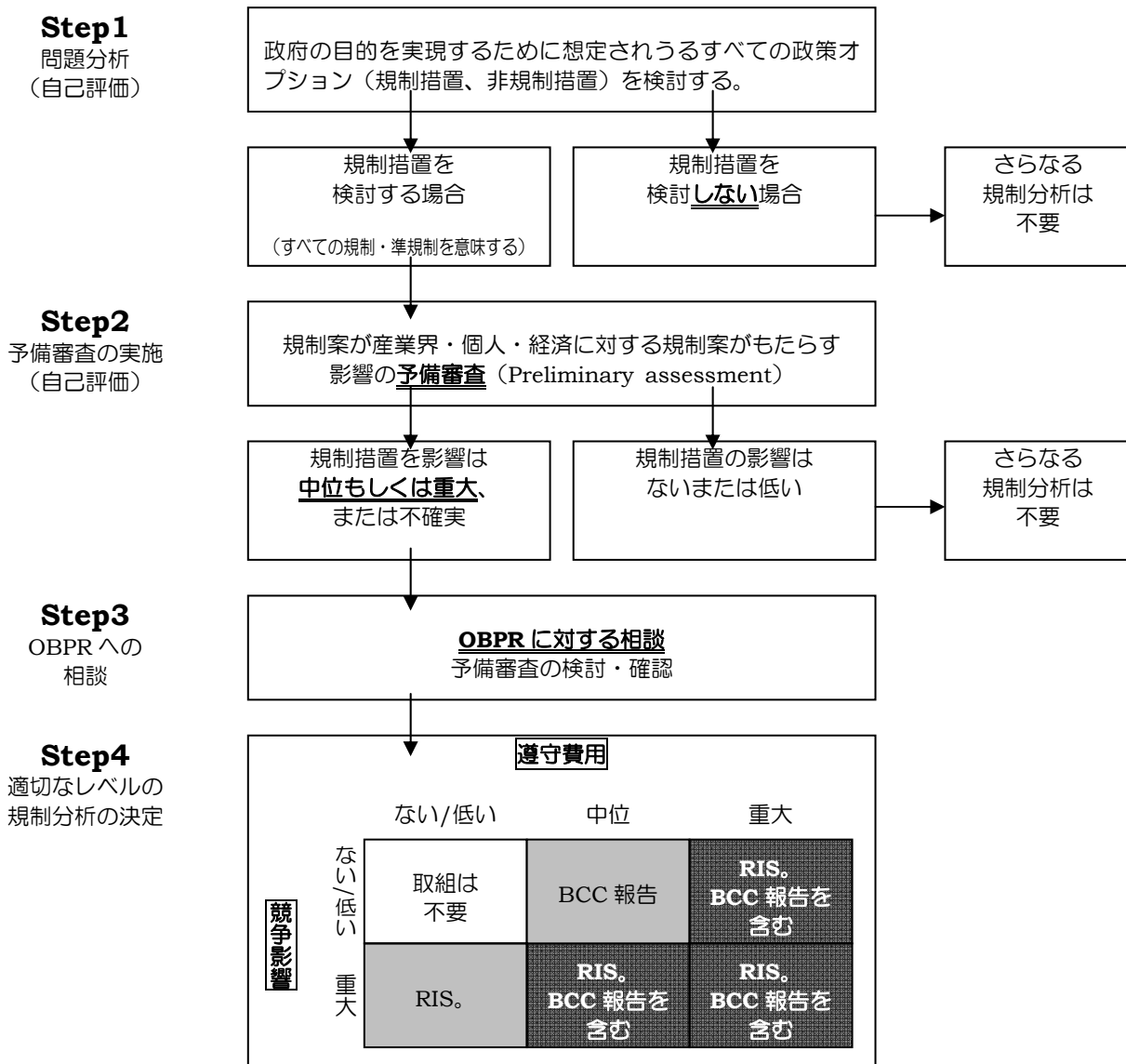
ビジネスコスト計算は、以下の 6 段階の手順によって実施され、このうち 3 段階目までがビ

²⁴ 例外的状況であるとの了承を得た場合においても、規制導入後 1～2 年以内に「導入後の見直し post implementation review」を行うことが要請されている。

シネスコスト簡易計算（BCC Quickscan）に該当する。

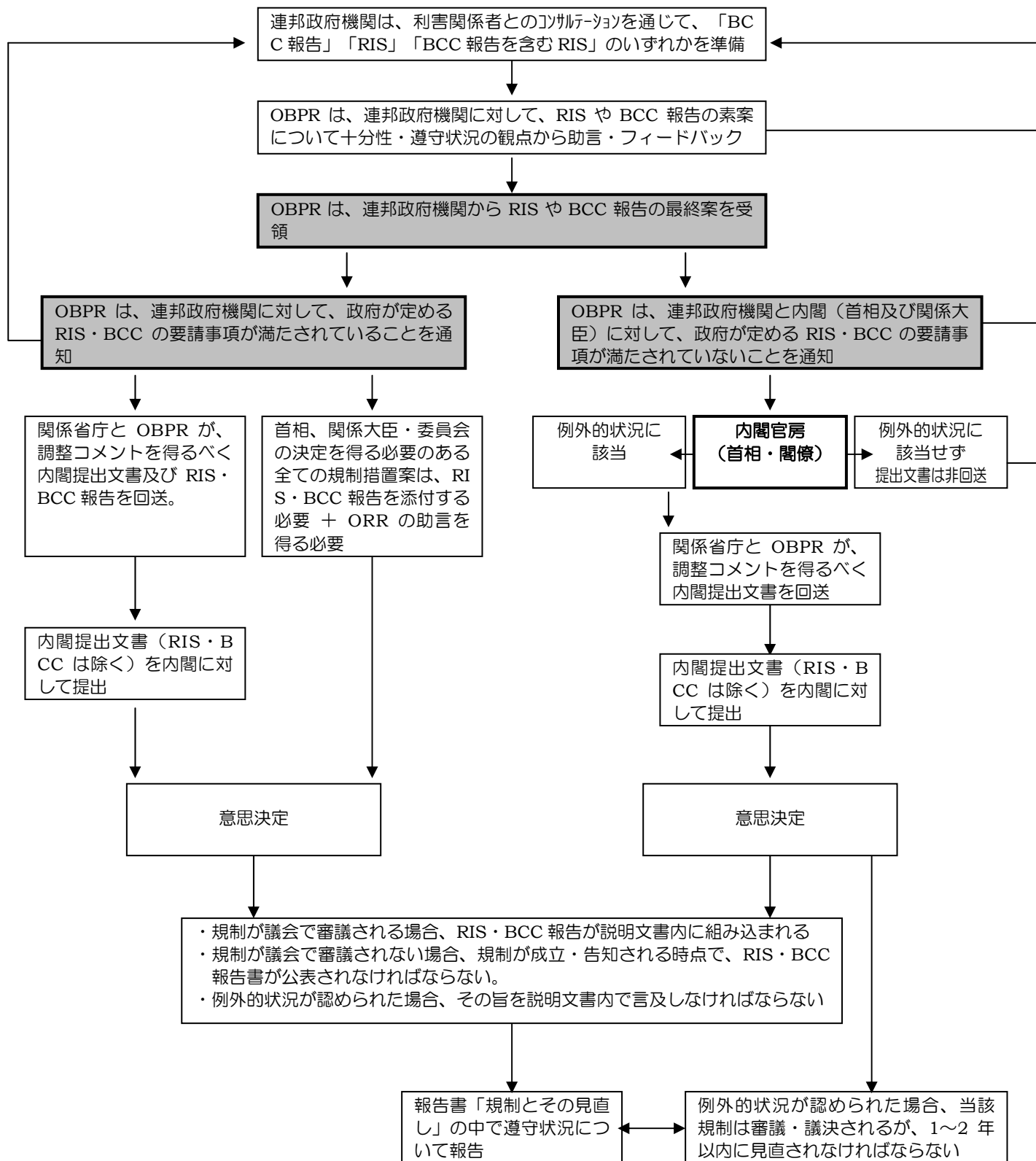
- 1) 問題・目的の明確化・・・取り組むべき問題と政策目的を定義
- 2) 選択肢の提示・・・政策目的の達成のために取り得る選択肢を検討・特定
- 3) クイックスキャン・・・各選択肢が産業界に影響を与えるかどうかを簡易に評価
- 4) 情報収集・・・規制遵守費用の計算に必要な情報を産業界等から収集
- 5) コストオプション・・・産業界等の規制遵守費用の原単位を基に全体額を計算
- 6) 次に何が・・・各選択肢の規制遵守費用の多寡を検討しつつ、経済全体の影響を考慮するために費用便益分析を実施

図表 Preliminary Regulatory Impact Analysis のフローと OBPR の確認フェーズ



資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

図表 RIA 実施フローと OBPR の審査フェーズ



資料) Office of Best Practice Regulation (2006), *Best Practice Regulation Handbook*.

図表 RIS に要請される 7 項目の基準

1. 問題 (problem)

RIS では、対応する必要のある根本的な問題を明確に説明すべきである。この点に関する分析では、以下の事項を担保すべきである。

- 問題の重要性（規模や範囲）に関する証拠の提示
- 関連する全てのレベルの政府における既存規制の説明と、これらのみでは十分に問題を解決できないことの説明
- 問題がリスクをはらんでいる場合、関連するリスクを特定し、なぜこれらのリスクを回避することが政府にとって望ましいのかの説明
- 既存規制やリスクの存在を所与とした場合、政府の追加的な活動が正当化される明確な論拠の提示

2. 目的 (objectives)

RIS では、政府の活動の目的、成果、ゴール、もしくは達成目標を説明すべきである。

3. 選択肢 (options)

RIS では、適切かつ実現性のある選択肢——非規制的手段、自己規制、共同規制を含む——を明らかにすべきである。もし（現状維持 status quo とは別の）唯一の選択肢が適していると考えられる場合、RIS では 2 つの選択肢のみを検討することの正当な理由を提示すべきである。

4. 影響分析 (impact analysis)

RIS では、現実的な選択肢に関する費用・便益についての十分な分析を提示すべきである。この点に関する分析では、以下の事項を担保すべきである。

- それぞれの選択肢によって影響を受けると考えられるコミュニティのグループを特定し、それらに対する重要な経済的・社会的・環境的影響について明記
- 正式な費用便益分析を通じて説明する場合、全ての選択肢に関して、許容できうるレベルの証拠によって裏打ちされた費用・便益の計算
- 産業界——特に中小企業——に対する影響の評価と、規制遵守費用の算定にあたってはそれぞれの選択肢の影響の定量化（BCC、もしくはそれと同等の分析手法で OBPR が認可したものを使用）
- 規制措置の重要性や利害関係者に対する影響の度合いを考慮しつつ、その他の重要な費用・便益に関して適切な範囲内での定量化
- 規制の目的がリスクを減少させることである場合、それぞれの選択肢がどの程度、関連するリスク、費用、便益を減少させるのかについて分析
- それぞれの選択肢が個人に与える影響や、産業界に対する蓄積的負荷 cumulative burden の認識
- 関連する国際基準の記載。さらに、規制措置がこれらの国際基準と異なる場合、その意味と改変の正当性・妥当性の説明
- 規制措置が競争に制限を課す場合、政府の目的が制限下での競争によってのみ達成されることの実証
- 主たる仮説を裏づける証拠を提供し、データとの相違点を明確に説明

5. コンサルテーション (consultation)

RIS では、以下の事項を担保すべきである。

- コンサルテーションの目的の概説
- どのようにコンサルテーションが行われたのかについての記述（政策形成のどの段階でコンサルテーションを実施したか、コンサルテーション期間、方法を含む）
- 本質的な反対意見も含めて、コンサルテーションに寄せられた意見内容についての記述
- これらの意見をどのように考慮したのかについての概説
- 十分なコンサルテーションが行われなかった場合、その正当な理由の説明

RIS 内で報告されるコンサルテーションは、政府のベストプラクティス原則やコンサルテーション政策に合致したものである。

6. 結論と望ましい選択肢 (conclusion and recommended option)

RIS では、望ましい選択肢とその理由に対して、明確に説明すべきである。

RIS では、以下の事項を担保すべきである。

- 規制措置がコミュニティにもたらす便益が、費用を上回ること
- 想定される全ての影響を考慮した上で、望ましい選択肢が最も純便益が大きいこと

7. 導入と見直し (implementation and review)

RIS では、望ましい選択肢がどのように実行、監視、見直しされるのか、という点についての情報を記載すべきである。望ましい選択肢と既存規制との相互作用については明確に記載されるべきである。

資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

OBPR には、内閣提出法案・条例その他全ての規制についての情報が送付され、内閣官房に対して、RIA に要請されている基準の遵守状況、分析の十分性について報告を行うことが義務づけられた。ただし、2006 年 RIA ガイドラインでは、OBPR は RIA の分析に関する遵守基準のみを確認するのであって、規制の成果の有無や代替案の是非についての検討は行わないこと、及び、連邦政府機関が行った政策判断の妥当性を保証するわけでもなく、あくまで RIA の分析の正確性や厳格性については、最終的には連邦政府機関側が全面的な責任を負うこととしている。

なお、2006 年ガイドラインに基づく BCC 及び RIS の遵守状況は以下のとおりである。

	該当数
BCC の義務づけ対象数 (a)	2
うち「妥当」である BCC 数 (b) (遵守率 b/a)	2 (100%)
RIS の義務づけ対象数 (a)	16
うち「妥当」である RIS 数 (b) (遵守率 b/a)	15 (94%)
RIA 実施が免除された数	2

資料) Productivity Commission (2007) , Best Practice Regulation Report 2006-07.

③メタ評価機能

■生産性委員会による年次報告 ～RIA ガイドラインの遵守状況についての報告

生産性委員会では、1997 年度から毎年度、連邦政府による「規制とその見直し Regulation and its Review」に関する報告を作成している。この報告は、1997 年の政府方針に基づいて制度的に導入された RIA に求められている分析・対応事項につき、その執行・遵守状況について報告を行うものであり、これまでに 9 回の報告が行われている【レポートの内容は前項にて既述】。

図表 規制とその見直しに関する報告

1997 年の首相声明「仕事により多くの時間を」(More Time for Business)は、規制策定・見直しに際しての政府イニシアチブについてまとめている。本声明では、RIA を早期段階で準備して、法律・規制策定過程の大部分を網羅することを要請した。それと同時に、オーストラリア内閣は、2つのプログラム——競争制限を行う既存規制の見直し、各省庁審議会や国の基準策定機関における規制案の全体的な見直しの徹底——を導入した。

生産性委員会に設置されている規制レビュー室(ORR: Office of Regulation Review)は、こうした政府イニシアチブの履行を確保するための中核的機能を果たす。ORR は、RIA の十分性に関するアドバイスを行うことに加え、ガイダンスや講習を実施することを通じて、すべての省庁・国の基準策定機関における新規規制導入・既存規制見直し作業を支援する。同様に、既存の連邦規制に関する見直しの方法について提示することが求められている。

政府は生産性委員会に対して、こうした規制の見直しに関する政府イニシアチブの履行状況について、毎年報告を行うことを要請した。この報告書は、こうした要請に応えるべく、1997-98 年度における生産性委員会の年次報告書シリーズの 1 つとしてまとめられた最初の報告書である。

資料) 生産性委員会(1998), *Regulation and its Review 1997-98* 前文より。

図表 2005-6 年版メタ報告書の構成

1. 2005 年以降の RIA 制度改正について
2. RIA の要請事項に関する遵守状況
 - 連邦政府全体での遵守状況
 - 規制類型ごとの遵守状況
 - 連邦全体での規制策定状況
 - 2005-6 年の非遵守ケースとその理由
- 補論 1 連邦政府機関別の遵守状況
- 補論 2 個別 RIA に関する遵守状況の詳細
- 補論 3 連邦全体での遵守状況
- 補論 4 ORR の活動と業績
- 補論 5 州政府・自治体における規制改革の進展
- 補論 6 規制の見直しと改善—国際的な観点から

図表 2004-5 年版メタ報告書の構成

1. 規制の改善に向けた取り組み
2. RIA の要請事項に関する遵守状況
－連邦政府全体での遵守状況
－規制類型ごとの遵守状況
－連邦全体での規制策定状況
－なぜ遵守率が低減したのか
－遵守率の改善に向けて
補論 1 連邦政府機関別の遵守状況
補論 2 個別 RIA に関する遵守状況の詳細
補論 3 連邦全体での遵守状況
補論 4 豪州政府の立法過程の見直し
補論 5 ORR の活動と業績
補論 6 州政府・自治体における規制改革の進展
補論 7 規制の見直しと改善－国際的な観点から

OBPR では、当該報告を作成するために、それぞれの連邦政府機関に対して、ある一定期間内に検討・成立させた規制の一覧と、それぞれにおける RIA の実施・基準遵守状況について、半期ごとに報告を行うことを要請している。以下はその報告書式〈法案の場合〉である。

図表 RIA の実施・基準遵守状況に関する報告書式

	法案名	概要	議会提出		予備審査	BCC 報告		RIS		バー ワー ク ス ペ ー ク 作 成 有 無	説 明 文 書 作 成 有 無	BCC 報告・RIS 未作成	
			日付	提出先		意思決定	規制策定・ 公表段階	意思決定	規制策定・ 公表段階			首相承認 有無	事後分析実施 予定有無
A1													
A2													
A3													
A4													
	...												

なお、2006 年の制度改正に伴い、今後は、これまでの報告スタイルについて見直しを行い、メタ評価報告書としての記載内容を充実させるとしている。

④モニタリング・事後評価機能

1998 年 RIA ガイドライン²⁵では、RIA の分析項目の 1 つとして「導入と見直し Implementation and review」の項目を設定し、当該規制案の将来的な見直しに関する事項を記載するよう求めていた。具体的には、規制案の検討過程において、「規制の見直し条項やサンセット条項の規定」「利害関係者への定期的なコンサルテーション実施」「規制に関する定期的な報告の実施」等について、実施可能性の観点から検討することが求められていた。

2006 年 RIA ガイドラインでは、さらに少なくとも 5 年置きにすべての規制が見直しの対象とされることを要請している。この背景には、従来から州政府においてサンセット条項の組み込みが活発であったことを受けて、2003 年立法文書法において、サンセット条項での期間の目安として最長でも 10 年間という規定が設けられたが影響しているようである。したがって、今後は、a) サンセット条項が規定されている立法措置に基づく規制についてはその時限において、b) それ以外の規制については 5 年の時限において、一律に見直しが行われることとなる。

²⁵ Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*